

## 川崎市バス事業経営問題検討会の公開に関する要領

平成16年7月27日  
16川交経企第57号

(目的)

第1条 この要領は、川崎市バス事業経営問題検討会設置要綱第6条第5項の規定に基づき、川崎市バス事業経営問題検討会（以下、「検討会」という。）の公開について必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第2条 検討会の傍聴を認める者（以下、「傍聴者」という。）の定員は、10人以内とする。

(傍聴手続)

第3条 検討会の傍聴を希望する者は、あらかじめ検討会が指定する日時及び場所において傍聴申込みの受付を済ませなければならない。

2 前項において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。

3 傍聴者は、傍聴者名簿に住所及び氏名を記載するものとする。

(秩序の維持)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴を認めないものとする。

(1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他、検討会会場（以下、「会場」という。）に持ち込むことが適当でないものを所持する者

(2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者

(3) 酒気を帯びている者

(4) 座長が検討会の運営に支障があると認める者

2 傍聴者は、会場内の指定場所に着席しなければならない。

3 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 座長の指示に従うこと。

(2) 会場において発言し、拍手をし、又は喧騒な行為を行わないこと。

(3) 写真等の撮影及び審議における発言の録音をしないこと。

(4) その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。

(報道機関の傍聴)

第5条 報道機関については、傍聴定員の外とし、座長の指示に従い傍聴できるものとする。

2 報道機関は、審議における発言の録音をしてはならない。

3 報道機関は、写真等の撮影については、座長の指示に従い行うものとする。

(会場からの退去)

第6条 座長は、傍聴者が検討会の進行を妨害するなど、検討会の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会場からの退去を命じることができる。

(座長の措置)

第7条 この要領に定めるもののほか、座長は、臨機に依りて必要な措置をとることができる。

附 則

この要領は、平成16年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月7日から施行する。